

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主重視の考え方に立脚し、企業価値の最大化と透明性が高く経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の両立を経営上の最も重要な課題の一つと考えており、取締役会の適時開催、社外取締役による経営モニター機能の充実化、また監査役監査及び内部監査による経営チェック機能の強化、顧問弁護士等の外部の助言も積極的に取り入れ、必要な経営組織や社内体制の整備拡充を随時図っていく方針であります。

また当社では、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)を果たしていくため、適時開示の重要性を認識し、情報開示の迅速性・公平性を図るための管理体制の強化も進めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
堤 純也	11,400	12.98
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	7,300	8.31
KDDI株式会社	4,300	4.89
國吉 芳夫	3,280	3.73
株式会社バンダイナムコホールディングス	3,000	3.41
株式会社ドコモ・ドットコム	3,000	3.41
株式会社SBI証券	1,906	2.17
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	1,600	1.82
株式会社メガチップス	1,500	1.70
大和証券株式会社	1,046	1.19

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	8月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ございません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
八田 武彦	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
八田 武彦	株式会社オープンハウス 監査役	事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断したためです。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

取締役会に出席し会社の重要な意思決定に参加するとともに、経営戦略に対するアドバイス等を行っております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人とは、四半期及び期末監査時に会計監査実施結果について報告を受けるとともに、情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携を図っております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、企業全体を監査対象とする社長直轄組織である「内部監査室」を設置して業務を行っております。監査役に対しましては、内部監査実施の状況及び、監査において発見された問題点等について報告するほか、必要に応じて内部監査、監査役監査に相互に立会い、問題の認識を共有し、必要な対策または改善措置を立案、実行するなど、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
高畑 完正	他の会社の出身者									○
尾原 和人	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
高畑 完正	——	長年にわたる証券業界での業務経験で培われた、資本市場及び株式市場に関する豊富な経験と見識を活かし、当社の経営に対して独立した立場からご意見をいただくためです。
尾原 和人	——	長年にわたる大手企業での管理部門における実務経験、及び常勤監査役としての業務経験から、高度の専門的知識と経験を活かし、当社の経営に対して独立した立場からご意見をいただくためです。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

社外監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、客観的で公正な意見陳述などにより取締役の業務執行の適法性、妥当性を厳正に監視しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

更新

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社ではストックオプションの付与をモチベーションの向上や社外関係者の当事者意識を高めることを通じて企業価値を高める手段の一つとして位置づけております。当社では過去にストックオプション付与を実施しておりますが、過去の業績貢献度および将来への期待を基準として付与数を決定いたしました。

### 【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役の年間報酬総額 240百万円  
社外取締役の年間報酬総額 7百万円

監査役の年間報酬総額 39百万円

なお、当社は従来決算日が3月31日でしたが、平成20年6月27日開催の第4回定時株主総会において、決算日を8月31日に変更する旨決議いただいたため、平成21年8月期は17ヶ月間となっております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)を補佐する専任のスタッフはおりませんが、管理部において適時情報の提供等を行い対応しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

### 1. 会社の機関の内容

当社では、取締役会による取締役及び各部門長の業務執行状況の管理、内部監査室、会計監査人監査、監査役会による監査を機軸に経営監視体制を構築しております。

(1) 取締役会は、常勤の取締役4名に加え、社外取締役1名及び経営監視を主とする監査役3名で運営されております。原則として毎月1回開催し、会社の業務執行に関する意思決定機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、ならびに重要な事項はすべて付議され、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、逐次、取締役会を開催することとなり、十分な議論の上で経営上の意思決定を行っております。

(2) 監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役1名で構成されております。各監査役は、取締役会に出席し、審議状況等を監査するとともに、適宜、経営全般または個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行っております。その他、監査役は監査方針の決定、会計監査人からの報告聴取、取締役等からの営業報告聴取、経営会議の出席を行うとともに、これらの監査結果を、監査役相互に意見・情報交換を行い、監査の実効性を高めております。

(3) 会社設立時である平成16年7月より、取締役会に付議する事項を含む経営戦略上の重要な事項についての方向性や方針を審議する会議体として、経営会議を毎月1回以上開催しております。その構成は、常勤取締役及び幹部社員による運営となっており、常勤監査役はオブザーバーとして毎回参加しております。

(4) その他、業務と権限を明確にし、権限を委譲し、相互牽制・監視が働くよう、逐次、社内諸規程の整備・運営管理を行い社内管理体制の強化に努めているほか、内部統制のためのより厳格な予算管理制度の実施を図っております。

### 2. リスク管理体制の整備状況

当社では、自らがおかれている外部環境及び内部要因を適宜分析し、事業上のリスクを取締役会ならびに経営会議において常に把握するとともに、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士から適宜助言を受けて予防策を講じる体制をとっております。現在、リスク情報の一元化の強化に向け管理体制の整備を行っているとともに、経営陣のみならず全社員のリスクに対する認識の周知徹底に努めております。

### 3. 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織、ならびに内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況については以下のとおりであります。

#### (1) 内部監査

内部監査は、平成17年4月より、コンプライアンス経営のための内部統制システムとして実施しております。現在、内部監査室を配置しており、構成員は専任の内部監査人2名であります。監査役及び監査法人と連携を取りながら、社内の各業務が経営方針や社内規程、会計基準等に準拠して行われているか、経営的にみて効率よく行われているか、法令を遵守しているかといった観点から、定期的に各部門、子会社から監査担当者を任命し計画的に実施しております。監査手法につきましては、内部監査規程に基づき、下記の要領で実施しております。

- a. 内部監査計画書ならびに監査項目を代表取締役に提出
- b. 監査実施前に各被監査部門担当者宛に内部監査実施通知書を提出
- c. 監査終了後に代表取締役宛に内部監査報告書を提出
- d. 必要に応じて被監査部門担当者には勧告書を提出の上、改善を指示
- e. 代表取締役宛に改善報告書の提出
- f. 改善状況の確認

#### (2) 監査役監査

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、常勤2名、非常勤1名の併せて3名で構成されております。監査役監査といたしましては、取締役の業務執行について厳正な監視を行うことに中心とし、法令順守体制、内部統制状況を、取締役会のほか重要会議に出席、取締役及び実務担当者へのヒアリング、会計監査への立会い、諸書類の閲覧等を通じて実施しております。また、監査法人及び内部監査担当者との連携を図ることにより監査機能を強化しております。

#### (3) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況

内部監査室長は、監査役に対しましては、内部監査実施の状況を報告するほか、必要に応じて内部監査に立会いを求め、監査手法等について助言・指導を仰いでおります。監査法人とは、四半期及び期末監査時等に協議を行い、監査法人からの指摘懸念事項を内部監査の監査事項に反映させるよう内部監査を通じて現れた問題点を協議し改善に役立てるほか、監査手法等について助言を得るなどにより相互連携の強化を図っております。

#### (4) 会計監査

当社は監査法人A&Aパートナーズと公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく監査契約を締結しており、独立監査人としての立場から、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。

### III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務を早期に完成させ、監査法人との連携をとって早期発送を目指します。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は従来決算日が3月31日でありましたが、平成20年6月27日開催の第4回定時株主総会において、決算日を8月31日に変更する旨決議いただいたため、平成21年8月期は17ヶ月間となっております。このため、平成21年8月期の株主総会は11月27日に開催し、これまでの3月期決算の6月開催と比較し、集中日を回避した開催日の設定が可能となっております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットで議決権の行使が可能です。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会は、定期的に年1回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会は、四半期決算発表後に定期的に年4回開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的には開催しておりませんが、過去2年は年1回開催しており、今後も随時開催してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主・投資家向けに各種IR情報(有価証券報告書、決算短信、株主通信、決算説明会資料等)を公開しております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部に、IR・PRグループを設置しております。	
その他	アナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アクロディアグループ企業憲章では、「取引先・消費者・投資家等のステークホルダーに対し、適宜適切に正しい企業情報を提供します。」と謳っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球温暖化防止プロジェクト「チーム・マイナス6%」に参加し、環境保全に対する社内啓蒙に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令を遵守し、適正な会計処理、定期的な内部監査に実施、積極的な開示を行い経営の透明性を更に高めます。
その他	法令を誠実に遵守する公正な経営を実践することを目的として、当社ならびにグループ会社の職場における法令違反行為を会社に通報する通報制度を定め、当社ホームページ上に通報窓口を設置しております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 更新 内部統制システムに関する基本方針

#### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役、使用人が法令・定款等を遵守する行動を確保するため、行動規範及びコンプライアンス規程を制定し、取締役は、自らこれを遵守し、いささかもこれに反する行動を行ってはならない。また、使用人に対しては、その遵守することを周知徹底する責任を負うものとする。

(2) 当社は、内部通報制度を設け、コンプライアンス規程に違反行為が行われ、または行われようとしていることを取締役ならびに使用人等が知った際に、通報できる体制を設けることとする。

(3) 当社は、反社会的な活動や勢力に対して一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役は、職務執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録ならびに重要な意思決定に関する電磁記録を含むその他の文書等に於ける情報については、情報セキュリティ規程を制定すると共に、文書管理規程及びこれらに関する規程に基づき、適切に保存・管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役は、管掌業務に関する自然災害を含むすべてのリスク要因を継続的に把握し、その評価、管理を行い、リスクの顕在化による損害を最小限度にする対応策、体制に関する施策をリスク管理規程及び危機管理規程に定める。

(2) 取締役は、取締役会に前項の施策を付議し、承認を得た上で推進し、かつ、その実施状況を適宜、取締役会に報告しなければならない。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役は、取締役会の機能強化と効率的な運営に努めなければならない。

(2) 当社は定款及び取締役会規程に基づき取締役会を開催し、その意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を置くものとする。

(3) 取締役社長は、諮問機関である経営会議において、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行うにあたり、経営原則に合致した意思決定を行わなければならない。

#### 5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社も含めて業務の適正を確保するとともに統一的な管理体制を確立するため、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理を行い、企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

#### 6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、速やかに設置する。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保する。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、会社の信用の著しい低下、業績への重大な影響、法令定款違反等の事実が発生したとき、またはその虞があるときは、速やかに監査役に報告しなければならない。また、監査役が取締役社長、取締役、使用人に報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

#### 8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、その独立性を担保するため、その過半数を社外監査役とする。

(2) 取締役社長及び取締役は、監査役との間で定期的に会合を行うほか、監査役が職務執行のために必要な監査環境を整備しなければならない。

(3) 内部監査室は、監査役会との協議により監査役会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

## **V** その他

### 1. 買収防衛に関する事項

買収防衛策については常に意識しており、顧問弁護士等と相談の上、当社にとって最適な案を策定していきたいと考えております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後の事業規模の拡大に伴い、随時積極的に取り組んでいく所存です。

